

春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、環境への負荷の少ない循環型社会に変革するため環境保全意識の高揚を図り、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化防止に寄与するため、地球温暖化防止対策の機器を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象機器)

第2条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げるものとし、別表第1に定める要件を満たすものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電施設（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費されるもの（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。）が50キロワット未満の設備に限る。）をいう。）
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）（燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。）
- (3) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）（家庭での電力使用量等を自動で実測するとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいう。）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム（リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に

応じて電気を活用することができるものをいう。)

- (5) 電気自動車等充電設備（電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものをいう。)

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助対象機器を設置する個人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設工事の完了の日から起算して1年以上経過し、かつ、自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に補助対象機器を設置する者
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (3) 市税を滞納していない者

2 補助対象機器に対する補助金の交付は、補助対象機器の種類ごとに、1世帯につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第3条の2 補助対象経費は、補助対象機器の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）であって、補助対象機器の種類に応じ、それぞれ別表第2に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、愛知県又は本市の補助制度を受けた又は受ける予定がある場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅用太陽光発電施設 15,000円にシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位は、キロワットとし、小数第3位を切り捨て、出力4キロワットを超えるシステムにあっては、4キロワットとする。）を乗じて

得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

- (2) 家庭用燃料電池システム 1台につき 50,000円
- (3) 家庭用エネルギー管理システム 1台につき 10,000円
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム 1台につき 60,000円
- (5) 電気自動車等充電設備 1台につき 50,000円

（補助金交付の申請等）

第5条 規則第3条及び第9条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助対象機器に係る設置完了後、当該年度の2月末日（同日が土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日となる日）までに、春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請兼事業実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器に関する設置事業概要書（第2号様式）
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象機器の名称及び種類ごとの補助対象経費が明記されている書類（見積書、内訳書等）の写し
- (4) 領収書の写し（補助対象機器の設置に要した費用が分かるもの）
- (5) 太陽電池モジュールの配置図（住宅用太陽光発電施設に限る。）
- (6) 電力会社が発行する系統連系日が分かる書類の写し又は系統連系の申込みを受付したことが分かる書類の写し（住宅用太陽光発電施設に限る。ただし、全量自家消費は除く。）
- (7) 補助対象機器の保証書の写し（住宅用太陽光発電施設にあつては、系統連系の申込みを受付したことが分かる書類の写しを提出する場合又は全量自家消費に限る。）
- (8) 補助対象機器が設置された建物の全景写真のほか、次の区分に応じ、それぞれ定める写真
 - ア 住宅用太陽光発電施設 太陽電池モジュールの設置状態が確認できる写

真

イ 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体の写真並びに燃料電池ユニットに添付されている銘板の写真（定格出力が確認できるもの）

ウ 家庭用エネルギー管理システム 家庭用エネルギー管理システム本体の写真、添付されている銘板の写真（製造番号が確認できるもの）及びモニター装置でシステムが起動していることが確認できる写真

エ 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池本体の写真及び添付されている銘板の写真（製造番号が確認できるもの）

オ 電気自動車等充給電設備 電気自動車等充給電設備本体の写真及び添付されている銘板の写真（製造番号が確認できるもの）

- (9) 補助対象機器を設置した住宅に居住し、当該住所が現住所になっている補助事業申請者の住民票の写しで、発行日が交付申請書の申請日から3か月以内のもの
- (10) 滞納がないことの証明書で、発行日が交付申請書の申請日から3か月以内のもの
- (11) 建設工事の完了検査年月日が分かる書類の写し
- (12) 振込口座の金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義（フリガナ）が確認できる書類の写し
- (13) 自己の所有しない住宅等に補助対象機器を設置する場合は、住宅所有者の住宅用地球温暖化対策機器設置に関する承諾書（第3号様式）
- (14) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 規則第4条及び第10条の規定にかかわらず、市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金交付決定兼交付額確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、請求書を提出し、市長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第8条 交付決定者は、住宅用太陽光発電施設については17年以内、家庭用燃料電池システムについては6年以内、家庭用エネルギー管理システムについては5年以内、定置用リチウムイオン蓄電システムについては6年以内、電気自動車等充給電設備については5年以内に、当該システム等を、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、担保し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。ただし、あらかじめ処分承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書きの規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、処分承認通知書（第6号様式）により、当該申請書を提出した交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 規則第11条第1項の規定にかかわらず、市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前条第1項ただし書きの規定による承認を受けずに補助対象機器を処分したとき。

2 規則第11条第2項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項ただし書きの規定により承認を受け補助対象機器を処分した場合又は前項の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該処分又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外で、市長が補助金を返還する

必要がないと認めるときは、この限りでない。

(協力)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象機器の
運転状況等に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による協力に応じるよう努めるもの
とする。

別表第1（第2条関係）

補助対象機器	要件
共通	(1) 未使用品であること。 (2) 補助事業申請者の所有であること。 (3) 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となるものであること。
住宅用太陽光発電施設	同一年度内に、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムとあわせて設置する場合であること。

別表第2（第3条の2関係）

補助対象機器	補助対象経費
住宅用太陽光発電施設	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入、据付けその他対象設備の設置工事に関する費用
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、附属品（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等）、配線・配線器具の購入、据付け、配管・配管器具の購入、据付け及びこれらの工事に付随する工事に関する費用
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入、据付けその他対象設備の設置工事に関する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）で構成される設備の設置に関する費用
電気自動車等充給電設備	電気自動車等充給電設備、電気配線工事（分電盤、ブレーカー、付帯設備等）及びこれらの工事に付随する工事に関する費用

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 春日井市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱（平成10年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補

助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係

る補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。